

福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、福井市地域子育て支援拠点事業実施施設を新規開設する者に対して、施設の開設に必要な施設の改修等に要する経費を予算の範囲内で補助するにあたり、補助要件その他について、必要な事項を定めることにより、福井市地域子育て支援拠点事業実施施設の開設を推進することを目的とする。

(補助要件)

第2条 補助を受けるには、本市が実施する福井市地域子育て支援拠点運營業務の委託事業者募集に応募し、本市により新たに事業者として選定された者であって、本市が指定する日に地域子育て支援拠点事業実施施設を新規開設することができる者でなければならない。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、次の各号に規定するものとする。ただし、事業を実施する上で、本市が必要と認めたものに限る。

- (1) 福井市地域子育て支援拠点事業実施施設の新規開設を予定している建物の簡易な改修（壁、床等の張替え等。躯体整備を伴うものは除く。）にかかる工事請負費、設計料及び設計監督料。
- (2) 福井市地域子育て支援拠点事業の実施にあたって必要となる備品購入費（備品の配送費、設置費、工事費を含み、リースによるものは除く。）、消耗品費。
- (3) 福井市地域子育て支援拠点事業実施施設の新規開設にあたっての広報経費。
- (4) 福井市地域子育て支援拠点事業実施施設の新規開設に係る礼金（賃貸借契約解除時に返金されるものは除く。）及び開設前1か月前の賃借料。

2 補助金の額は、前項各号において規定する補助対象のうち事業実施者が令和7年2月28日までに実際に支払った経費（実際に支払った経費が（1）～（3）については、400万円を超えるときは、400万円を限度、（4）については、60万円を超えるときは、60万円を限度とする。）に10分の10を乗じて得た額とする。

なお、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金交付申請書（様式第1号）に規則第3条各号に掲げる事項を記載し、補助事業に係る契約予定日又は購入予定日の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及び工程表
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象に係る見積書の写し
- (4) 工事明細書
- (5) 工事関係図面一式
- (6) 備品の設置予定場所を示す位置図
- (7) その他、本市が必要とする書類

(指令前着手)

第5条 前条の申請を行った者が交付決定前に着手しようとするときは、福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金指令前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条による補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業に対して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金変更承認申請書（様式第4号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第9条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金実績報告書(様式第6号)により、市長が指定する日までに、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業に係る契約関係書類の写し
- (3) 工事完成引渡書の写し
- (4) 納品書の写し
- (5) 補助事業に係る領収書、経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し
- (6) 備品を設置した場所を示す位置図
- (7) 建物内外主要部分の写真等
- (8) その他、本市が必要とする書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第12条 市長は、補助事業の完了後、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、

補助事業者から請求書（様式第8号）の提出を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）法令又はこの要綱の規定若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月25日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。